

保育料月額基準表 《2号・3号認定》第2案

資料86-2

東久留米市
子ども・子育て会議
平成26年12月16日

階層 区分	条 件		保育標準時間		保育短時間	
			3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満
A	生活保護世帯		0	0	0	0
B1	ひとり親世帯等で市民税非課税世帯		0	0	0	0
B2	ひとり親世帯等を除き市民税非課税世帯		1,000	1,500	900	1,400
C	市民税課税(均等割のみ)の世帯		2,200	3,500	2,100	3,400
D1	市民税所得割額が	55,200円未満の世帯	7,100	8,500	6,900	8,300
D2	"	63,600円未満の世帯	9,700	11,100	9,500	10,900
D3	"	78,000円未満の世帯	12,200	13,600	11,900	13,300
D4	"	105,600円未満の世帯	14,400	16,100	14,100	15,800
D5	"	126,000円未満の世帯	16,300	20,200	16,000	19,800
D6	"	144,000円未満の世帯	18,500	23,000	18,100	22,600
D7	"	159,600円未満の世帯	19,900	25,800	19,500	25,300
D8	"	170,100円未満の世帯	21,200	28,500	20,800	28,000
D9	"	182,100円未満の世帯	22,800	30,500	22,400	29,900
D10	"	230,100円未満の世帯	23,000	32,700	22,600	32,100
D11	"	260,900円未満の世帯	23,300	36,200	22,900	35,500
D12	"	278,900円未満の世帯	23,700	39,400	23,200	38,700
D13	"	299,900円未満の世帯	24,100	41,400	23,600	40,600
D14	"	347,900円未満の世帯	24,300	46,500	23,800	45,700
D15	"	398,900円未満の世帯	24,900	49,900	24,400	49,000
D16	"	398,900円以上の世帯	25,300	52,600	24,800	51,700

<条件>

- *モデルケース世帯は夫、妻(パートタイム労働で配偶者控除の範囲内の収入)、子ども2人の世帯。(従来の基準額表及び国基準のモデル世帯も同様)
- *旧基準額表の各区分を所得税率等で逆算し、課税標準額を算出
- *算出した課税標準額にモデル世帯人数(50,000×4人=200,000円)の所得税と住民税の人的控除差額を加えて、市民税率(6%)をかけた。
- *保育短時間は、保育標準時間の98.3%(国基準)を乗じた。
- *年少扶養控除のみなし控除分として、子ども2人分の扶養に相当する額(39,600円)を各階層に加えた。